

九州大学ドミトリーの有効活用に関する規程

平成19年度九大規程第9号
制定：平成19年 7月20日
最終改正：令和 元年 9月 9日
(令和元年度九大規程第43号)

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学学生寄宿舍規則（平成16年度九大規則第97号。以下「規則」という。）第12条の2第2項に基づき、ドミトリーの有効活用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用期間)

第2条 規則第12条の2第1項に掲げる者にドミトリーの空室（学生が入居していない居室をいう。以下同じ。）を使用させることができる期間は、原則として次の各号に掲げる期間とする。

- (1) 4月6日から9月25日まで
- (2) 10月6日から3月26日まで

2 ドミトリーの空室は、次の各号に掲げる居室に区分し、それぞれ当該各号に定める期間の範囲内で継続して使用できるものとする。

- (1) 短期滞在者用居室 30日未満
- (2) 長期滞在者用居室 30日以上6か月未満

(使用手続)

第3条 ドミトリーの空室の使用を希望する者は、所定の様式により、規則第2条第2項に規定するドミトリーの管理運営責任者（以下「管理運営責任者」という。）に申請しなければならない。

2 管理運営責任者は、前項の申請があった場合には、居室の使用状況等を確認し、第2条第1項各号に掲げる期間ごとに使用を許可するものとする。

3 前項の許可をしたときは、申請者に使用許可書を交付する。

4 使用期間の延長に係る手続については、前3項の規定を準用する。

5 管理運営責任者は、使用を許可された者が正当な理由がなく所定の期日までに使用しないとき又は次条の施設使用料を第5条第1項第1号若しくは第2号ただし書に定める期日までに納付しないときは、使用の許可を取り消すことができる。

(施設使用料等)

第4条 ドミトリーの空室に係る1部屋当たり（ドミトリー3単身用居室にあっては使用者1人当たり）の施設使用料等は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。

第5条 前条に規定する施設使用料は、次の各号に定めるところにより納付するものとする。

- (1) 短期滞在者用居室の施設使用料は、使用開始日の2日前までに納付するものとする。
- (2) 長期滞在者用居室の施設使用料は、使用する月の施設使用料を当該月の前月の末日までに納付するものとする。ただし、使用開始月にあっては使用開始日の2日前までに納付するものとする。

2 長期滞在者用居室に係る光熱水料及び退居時清掃費は、別途送付される請求書に基づき納付するものとする。

3 既納の施設使用料等は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責に帰すことができない事由により使用できない場合にあっては、この限りでない。

(使用者の責務)

第6条 使用者は、ドミトリーの施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を適正に使用するとともに、その保全に努めなければならない。

2 使用者は、施設等を使用するに当たっては、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 居室の全部又は一部を許可された者以外の者に貸与すること。
- (2) 居室を許可された者以外の者に使用させること。
- (3) その他施設等を許可された目的以外に使用すること。

(損害賠償等)

第7条 使用者は、その責に帰すべき事由により、施設等を滅失、破損又は汚損したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(退居)

第8条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ドミトリーを直ちに退居しなければならない。

- (1) 使用期間が満了したとき。
- (2) 使用資格を喪失したとき。
- (3) 長期滞在者用居室を使用する場合で、第5条第1項第2号本文に定める期日までに施設使用料を納付しないとき。
- (4) 次条の規定により退居を命ぜられたとき。

(退居処分)

第9条 管理運営責任者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、退居を命ずるものとする。

- (1) 第6条第2項の各号に掲げる行為を行ったとき。
- (2) 光熱水料の納付を怠ったとき。
- (3) 第7条の原状回復又は損害賠償の義務を履行しないとき。
- (4) その他施設の管理運営上著しく支障があると認めるとき。

(事務)

第10条 ドミトリーの有効活用に関する事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、ドミトリーの有効活用に関し必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月20日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則 (平成25年度九大規程第157号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大規程第38号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年度九大規程第43号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表 1

短期滞在者用居室基本料金

	施設使用料	光熱費
	1泊につき	
ドミトリー1 単身用居室	960円	350円
ドミトリー2 単身用居室	1,230円	350円
ドミトリー2 留学生夫婦用居室	2,240円	430円
ドミトリー2 研究者夫婦用居室	2,480円	430円
ドミトリー3 単身用居室	560円	300円
伊都協奏館単身用居室	880円	350円
伊都協奏館留学生夫婦用居室	1,610円	430円

別表 2

短期滞在者用居室附帯使用料

	リネン交換費		清掃費	消耗品費
	1泊目	2泊目以降 1泊につき	5泊につき	7泊につき
ドミトリー1、2、3及び伊都協奏館単身用居室	1,850円	530円	1,100円	140円
ドミトリー2及び伊都協奏館夫婦用居室	3,700円	1,060円	1,650円	280円

別表 3

長期滞在者用居室基本料金

	施設使用料	光熱費
	1泊につき	
ドミトリー1 単身用居室	870円	利用者による個別契約
ドミトリー2 単身用居室	1,120円	
ドミトリー2 留学生夫婦用居室	2,040円	

ドミトリー2 研究者夫婦用居室	2, 260円	
ドミトリー3 単身用居室	510円	1泊につき300円
伊都協奏館単身用居室	800円	利用者による個別契約
伊都協奏館留学生夫婦用居室	1, 470円	

※清掃費は実費徴収